

平成30年度9月補正予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事 業 名	担当室・課
1	観光復興支援事業費	観光政策課

平成30年度 9月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	観光復興支援事業費			新規・ 継続の別	新規	
予算額	118,000千円		国庫	起債	その他	一般財源
			118,000	—	—	—
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨 平成30年7月豪雨において、災害救助法が適用された11府県（京都府、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）における観光需要の早期回復を図ることを目的に国が新たに創設した「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金制度」を活用し、11府県が連携して「観光で西日本を元気に！！『11府県ふっこう周遊割』」を実施することで、被災府県への周遊を促進する。</p>					
	<p>2 事業内容</p>					
	対象地域	京都市を除く府内全域				
	対象期間	平成30年8月31日 ～ 平成30年11月30日（予定） （ただし、予算額に達した時点で終了）				
	対象経費	災害救助法適用府県のうち、対象期間内に2府県以上において連泊する旅行者の宿泊に要する経費（府内での宿泊分に限る）				
	割引額	上限4,000円／泊				
その他の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法上の許可を受けた宿泊施設への宿泊であること ・日本国内の銀行等に口座を有する者であること ・宿泊と宿泊の間に、災害救助法適用府県以外の都道府県における宿泊がなされていないこと ・事前予約した宿泊の場合、平成30年8月28日以降に予約された宿泊であること 					
担当課・担当名	観光政策課 観光復興・基盤整備担当		課・担当 電話番号		075-414-4854	